

2

特許制度のしくみと活用

特許庁特許審査第四部審査調査室

小山 和俊 *koyama-kazutoshi@jpo.go.jp*

■特許制度の目的

特許法は、発明を奨励し、これによって産業の発達に寄与することを目的とした法律で、この目的達成のため、「発明の保護」と「発明の利用」を図るものです。

ここでいう「発明の保護」とは、発明者に一定期間業として発明を独占的に実施する権利を付与することを意味し、「発明の利用」とは、発明者による発明の開示

と発明の実施を通じて、公衆に発明利用の道を提供することを意味します。

いいかえれば、特許法は、発明者には独占権を付与するが、その代わりに、発明を公開し、発明を実施して、公衆に発明利用の道を提供する義務を課すものであり、一方、公衆には、発明利用の機会を与えるが、その代わりに、一定期間発明を模倣し実施しない義務を課すものであるといえます。すなわち、特許法は、発明者と公衆の利害をたくみに調整し、結局、全体として産業の発達、公共の利益を図ったものといえます。

■出願から登録まで

特許出願から特許権の発生までのフローは、図-1に示すものとなります。法令に規定された所定の書類を特許庁に提出した後、方式審査、出願公開、実体審査等を経て設定登録されます。

特許出願

出願に際して注意することは、日本では先願主義を採用している点です。すなわち、同じ発明について2以上の出願が別々になされた場合、先にその発明をした者に対して特許権を付与するのではなく、先に出願した

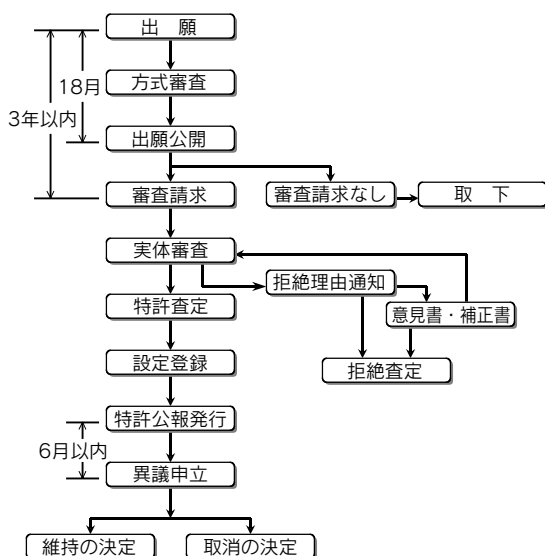


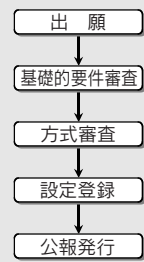
図-1 特許出願から特許権発生までの経路

☆1 特許庁長官が指定する学術団体・大学が開催する研究集会において文書をもって発明を発表する場合には、本人の出願前に発表された論文等により、発明が拒絶されることがないよう例外規定を設けています。

1994年1月1日に施行された実用新案法は、右図に示す手続きフローをとっています。特許法との大きな違いは主に、①保護対象を物品の形状、構造または組合せとしていること、②審査請求制度がないこと、③基礎的要件（出願されたものが物品の形状、構造または組合せであるか、公序良俗・公衆衛生を害していないかなど）のみ審査を行い、実体審査を経ないこと、④権利期間が出願から6年であること、が挙げられます。

また、実体審査を経ないで権利設定されることから、①補正の機会が特許法に比べ少なく、②先行技術文献調査を出願人自ら行った上で有効な権利範囲を記載する必要がある、③権利行使に際しても権利の濫用を防止するとともに第三者に不測の不利益を与えることを回避するため、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければならない旨規定されているため、出願件数は減少傾向にあり、2000年は約9,500件と少ないものとなっています。

しかし、実用新案の魅力は早期権利保護（出願から約6月ほどで権利設定）にあり、ライフサイクルの短い玩具などの製品については、実用新案制度を利用することにより早期権利化を行い有効な知財戦略を展開できるものと考えられます。



実用新案の手続きフロー

参考1 実用新案権

者に対して特許権を付与する主義を採用していることです。したがって、発明をしたら出願書類をできるだけ早急に作成し、出願すべきでしょう。また、原則、特許出願以前に発明を公表することはできるだけ避けることが賢明です☆1。

実体審査、拒絶理由通知、意見書・補正書

実体審査、拒絶理由通知、意見書・補正書の手続きは、適切な権利範囲、および、安定した特許権の設定のために行われます。実体審査において特許庁審査官は、法律で規定された要件を満たしているか否か、すなわち、拒絶理由がないかどうかを調べます。主要要件としては以下のものがあります。

- ①自然法則を利用した技術的思想の創作であるか
- ②産業上利用できる発明であるか
- ③特許出願前にその発明が公知でなかったか
- ④当業者（その発明の属する技術分野における通常の知識を有する者）が、先行技術に基づいて容易に発明をすることができたものか
- ⑤他人よりも先に発明しているか（特許出願の先願主義の記載参照）
- ⑥公序良俗・公衆衛生を害していないか
- ⑦明細書の記載は規程どおりか

審査官が拒絶理由を発見した場合は、それを出願人に知らせるために拒絶理由通知書を送付します。これに対し出願人は、拒絶理由通知書により示された従来技術とはこういう点で相違するという意見書を提出したり、あるいは特許請求の範囲等を補正すれば拒絶理由が解消されるような場合には、そのような補正書を提出することができます。

特許査定・拒絶査定

審査の結果、審査官が拒絶理由を発見しなかった場合は、審査段階の最終決定である特許査定を行います。

また、意見書や補正書によって拒絶理由が解消した場合にも特許査定となります。一方、意見書や補正書をみても拒絶理由が解消されておらず、特許できないと審査官が判断したときは、拒絶査定（審査段階の最終決定）を行います。

異議申立

異議申立制度は、特許庁が自ら特許付与の適否を審理し、瑕疵がある場合にはその是正を図ることにより、特許に対する信頼性をより高めるという公益的な目的を達成するために設けられた制度です。したがって、特許異議の申立は、利害関係者に限らない何人に対しても広く認められています。



■特許庁ペーパーレスシステム

特許庁は、出願件数の増加による出願管理の困難化、審査期間の長期化に対処するため、1985年に文献検索システムの運用を開始しました。システム運用前は、印刷された技術文献を分野ごとに分類・ファイリングして先行技術調査をしていました。そのころに比べると、インデキシング検索が充実し、フルテキスト検索が可能になった今のシステムは、審査期間の短縮に大いに役立っているものと考えられます。また、1998年からはパソコンでの電子出願受付を開始し、申請等の手続きの効率化も図っています（図-2）。

さらに、1999年からは、特許庁が保有する特許情報のデータベースと、検索システムをインターネットを介して無料提供する特許電子図書館（IPDL: Industrial Property Digital Library、図-3）を開設しました。IPDLには毎月約200万件の検索・照会があり、多くのユーザに利用されています。

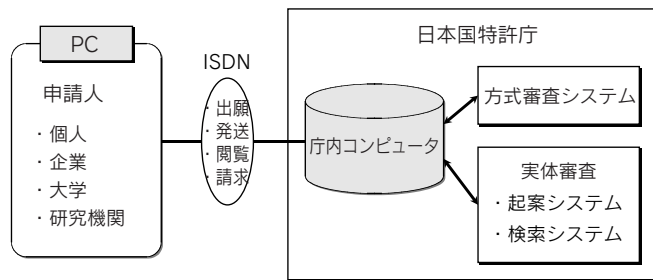


図-2 出願および審査実務・事務の電子化

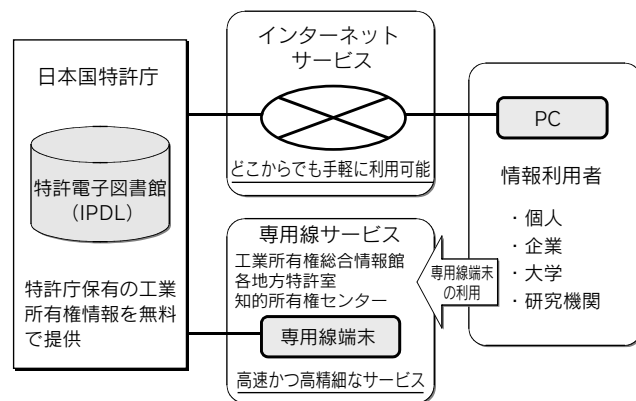


図-3 特許電子図書館（IPDL）

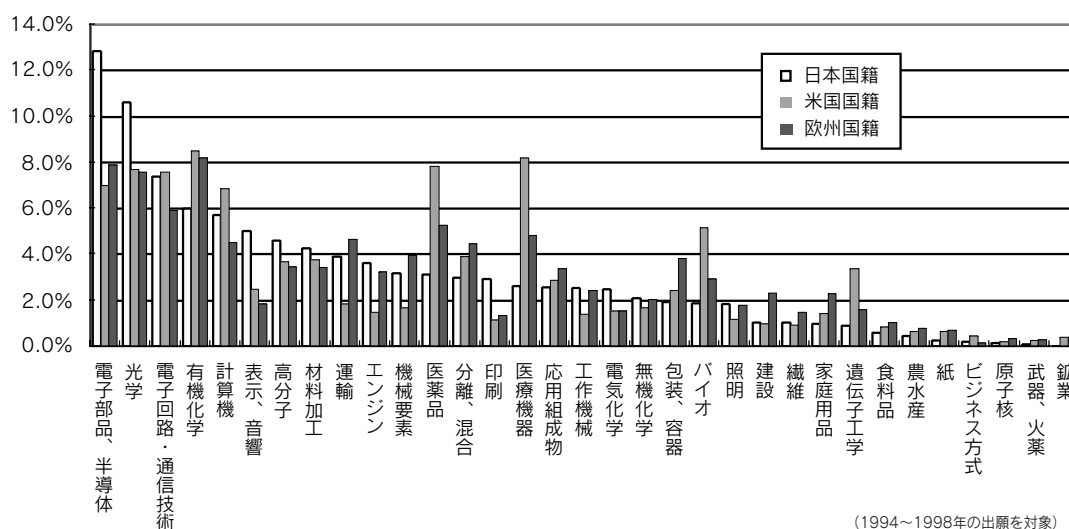


図-4 コア出願技術分野別構成比の地域比較



■戦略的な特許取得と活用

コア出願からみた日米欧比較

経済活動のグローバル化が進んだことにより、重要な特許出願は自国のみならず海外にも出願されています。このような外国出願をともなった特許出願（コア出願）を日米欧の地域ごと、技術分野ごとに分析したものが図-4です。日米欧それぞれが得意とする技術分野の出願比率が高くなるのは当然としても、日本がIT関連に集中しているのに比べ、欧米はIT関連のみならず、バイオ、遺伝子工学、医療機器、医薬品等のライフサイエンス関連にも力を入れて出願している傾向がみられます。

図-4はコア出願を対象に分析したのですが、日本には年間約40万件という大量の特許出願がなされています。この大量の特許出願を技術分野や、出願人、年代ごとに分析することは、競合他社の特許戦略の把握や

＜IBM＞ 90年代に入ってガースナー会長のリーダーシップの下、知的財産の価値を最大限に高める経営戦略を展開しました。この結果、ライセンス料収入が1990年の約1億ドルから急増して1998年には11億ドルを超え、経常利益の19%を占めるに至っています。

＜ルーセント・テクノロジー＞ 1996年にAT&Tから分離されたルーセント・テクノロジーも、11人のノーベル賞受賞者を生み出したベル研究所の技術成果である特許について、基本特許と事業化に必要な関連特許とをパッケージ化することにより、ライセンスを推進しています。

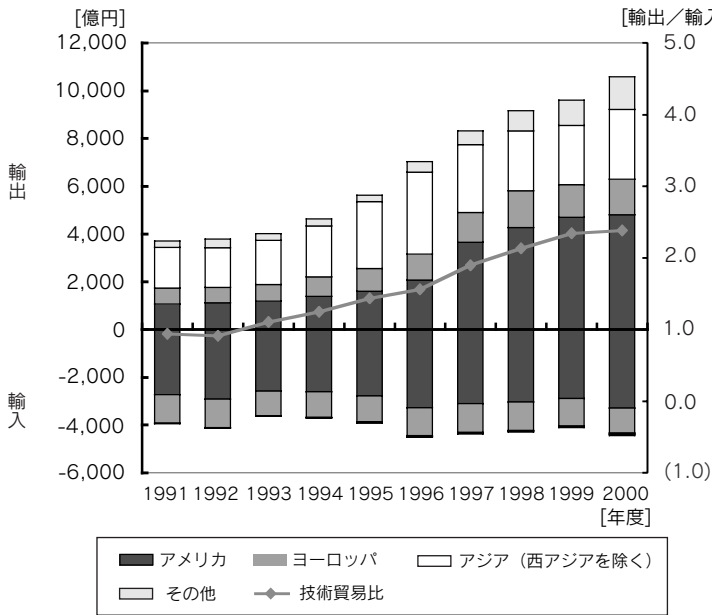
＜フォード＞ 1997年から、独立採算の知的財産活用のための専門子会社を発足させ、特許・技術のマーケティングを集約し、異業種にも知的財産の売り込みを行っています。

＜GE＞ 1998年から各事業部に知的財産管理部を設置し、ライセンス料収入を事業部の収益の柱とすべく知的財産管理システムを導入しています。

参考2 米国企業の特許戦略

自社の事業戦略を策定する上で重要な情報になり、研究費用の重複投資や特許侵害の未然防止につながるものと考えられます。

☆2 研究・開発により得られた技術等(特許権、商標権、意匠権、ノウハウ、技術指導等)の提供・受入れに係る国際取引の収支。



(資料) 総務省統計局「科学技術研究調査報告」

図-5 日本の技術貿易収支

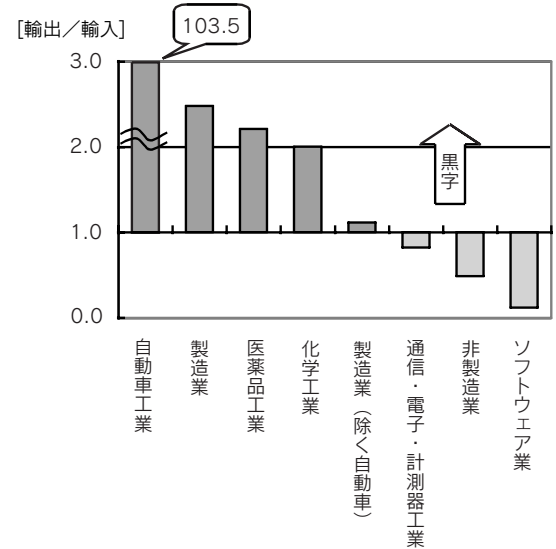
技術貿易収支

90年代以降、米国では知的財産権を企業の大きな収益源の1つとしてみなし、知的財産権の積極的、戦略的な活用が展開されています。日本銀行「国際収支統計」による米国の技術貿易収支☆2をみても、技術輸出入差(技術輸出額－技術輸入額)は黒字を維持しており大きな成果が得られていると考えられます。

一方、日本の技術貿易収支(総務省統計局「科学技術研究調査報告」, 図-5)をみると、1993年度に初めて赤字から黒字へと転じ、技術の蓄積が順調に行われていると考えられます。技術貿易相手国については、米国、ヨーロッパ、アジア等の各地域に技術輸出が行われているのに対し、技術輸入は欧米でほとんどを占めていることから、日本企業が欧米の技術を求めている状況が続いているといえます。また、2000年度の技術貿易収支の業種別比率(図-6)をみると、自動車工業の技術力の高さがみられる一方、ソフトウェア業、通信・電子・計測器工業は赤字の状況にあり、今後は技術力の向上に加えて、技術輸出を意識した開発を行ってゆくことが必要になると思われます。

大学の特許活動

日本経済が持続的成長をするためには、欧米から基礎技術を導入し、製品化に結びつけるキャッチアップ型の研究開発から、自ら基礎技術を創作し製品化に結びつけるフロンティア型の研究開発に移行することが不可欠です。そのためには、大学において旺盛に研究



(資料) 総務省統計局「科学技術研究調査報告」

図-6 2000年度技術貿易収支の業種別比率

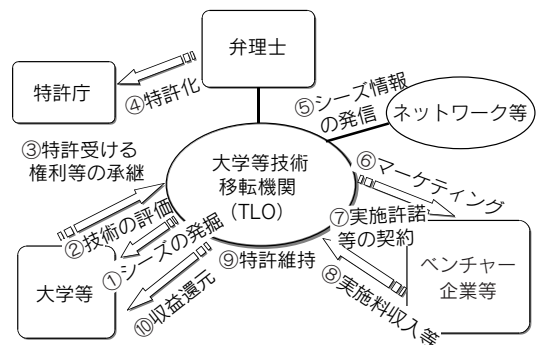


図-7 大学等技術移転機関(TLO)の機能

開発されている先端技術を適切に権利化し、民間へ技術移転されることが必要となります。しかしながら、大学研究者にとって出願費用の捻出、ライセンス供与先の選定、契約書の作成等の事務負担は重く、今までのような研究者個人任せの体制では大学の研究成果を民間へ技術移転しづらい状況にありました。そこで、1998年に大学等技術移転促進法が施行され、大学等技術移転機関(TLO: Technology Licensing Organization)が、発明者より権利を譲り受け特許化・企業への情報提供・ライセンス等を行う環境が整備されました(図-7)。

米国では、1980年からTLO設立推進の取組みが始まっており、現在までに約130のTLOが設置され、バイオ産業やコンピュータ産業の隆盛とそれにとまなう十数万人の雇用創出に大きく関与したとの分析もあります。一方、日本では、2002年1月現在TLOは27機関が設置され、2001年3月時点で累計1,008件の出願と125件の契

☆3 特許庁では1997年度より特許流通・技術移転の市場整備を行ってきましたが、2001年4月からは特許庁から独立した「独立行政法人工業所有権総合情報館」が事業を引き継いでいます。

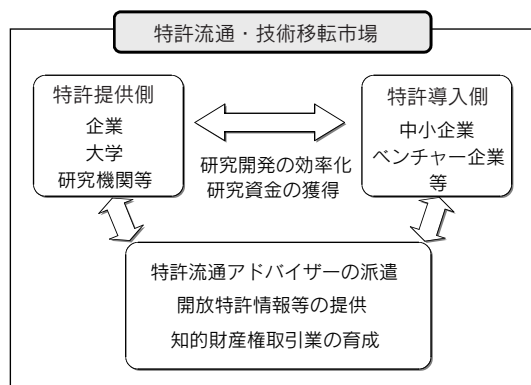


図-8 特許流通・技術移転市場

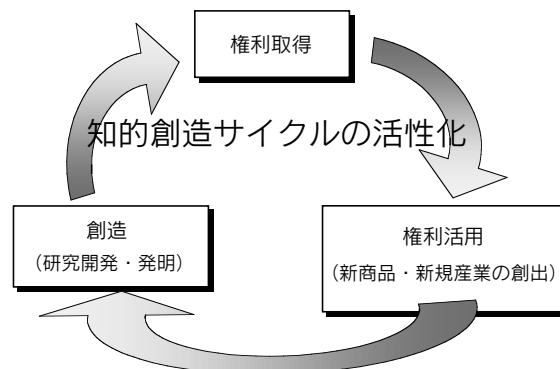
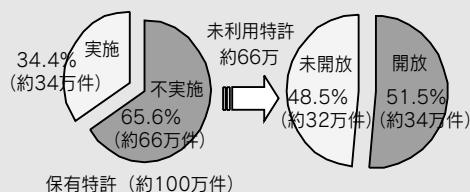


図-9 知的創造サイクル

現在、日本には約100万件の特許があります。しかし、すべての権利が実施されているわけではありません。研究開発を行い権利化したものの、経営方針の変更や実施の目処が立たないといったことを理由に実施されなかったり、他社の特許出願に対する防衛を目的として出願される場合もあるからです。100万件の特許のうち、権利者が実施しておらずかつ開放してもいい特許は34万件あり、今後この未利用特許の流通が期待されます。



保有特許（約100万件）

未利用特許の実態

参考3 未利用特許

約を結んだ実績がありますが、その数は米国に比べまだ低いものです。今後、「大学等の研究成果の特許化」、「企業等への技術移転とその発明の実施」、「その実施による収入の大学・研究者等への還元」という仕組みを加速させ、さらなる新規産業の創出・新規事業の掘り起こしが期待されます。

特許流通・技術移転の市場整備

商品のライフサイクルが短くなり技術開発のスピードアップが求められている現状においては、自社開発を行うばかりではなく、外部から積極的に技術導入を図ることが必要です。そのためには、大学や公的研究機関での研究成果を積極的に社会に還元したり、未利用特許等の有効活用を促進すべきでしょう。

特許流通・技術移転は、技術導入企業にとっては研究開発における外部資源の活用により、研究開発の効率化や研究開発リスクの低減した上で新規事業分野への参入が可能になり、技術提供企業にとっては研究開発費用の回収や、新規研究開発の資金獲得が可能になります。

特許流通・技術移転市場の整備を目指すため、現在、主に以下の活動が行われています（図-8）☆3。

- ①企業や大学、公的研究機関等が保有する開放可能な特許技術と、技術導入を要望する中小・ベンチャー企業等とを発掘し、マッチングを図る特許流通アドバイザー

の派遣事業

- ②特許流通促進説明会の実施

- ③活用可能な開放特許を産業界に円滑に流通させ実用を促進するため、企業や大学、公的研究機関等が保有する開放可能な特許をデータベース化し、インターネットを通じて公開

- ④さらなる技術移転促進のため、民間の知的財産権取引業者の育成



知的創造サイクル

知識が大きな付加価値を生む「知恵の時代」において、創造的な技術開発によって産み出された特許権の価値を最大限に高めて利益を生み出す仕組み作りが重要です。そのためにも、研究開発等の成果を権利化して保護し、これを活用して利益を上げ、さらなる創造活動につなげてゆく「知的創造サイクル」（図-9）を促進させてゆくことが、今後ますます重要になってゆくでしょう。

参考文献

- 1) 吉藤幸朔 著、熊谷健一 補訂: 特許法概説, 第13版, 有斐閣。
- 2) 特許庁Webページ: <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>
- 3) 特許行政年次報告書, 2001年版, 特許庁。
- 4) 総務省Webページ: <http://www.stat.go.jp/data/kagaku/>
- 5) 文部科学省Webページ: http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/index.htm (平成14年3月9日受付)

